

宇治市人事行政の運営等の状況報告書

令和元年11月

宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、宇治市人事行政の運営の状況の概要及び宇治市公平委員会の業務の状況を報告します。

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
- 2 職員の任免及び職員数に関する状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業に関する状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況(平成30年度中)

部局名	採用年度	一次試験日	職種	申込者数	受験者数			合格者数			採用者数
					男	女	計	男	女	計	
市長部局	30	H30.5.13	一般事務職	323	201	91	292	4	1	5	5
	30	H30.5.20	技師(土木)	5	4	1	5	2	1	3	3
	30	H30.5.20	技師(建築)	5	5	0	5	1	0	1	1
	31	H30.7.22	一般事務職(身体障害者対象)	11	7	3	10	1	0	1	1
	31	H30.7.22	技師(土木)	10	5	2	7	1	0	1	1
	31	H30.9.16	一般事務職	207	108	56	164	6	4	10	10
	31	H30.9.16	技師(土木)	6	4	0	4	2	0	2	1
	31	H30.10.21	一般事務職(身体障害者対象)	2	0	0	0	0	0	0	0
	31	H30.12.2	保育士	24	14	5	19	1	7	8	8
	31	H31.1.27	技師(建築)	1	1	0	1	1	0	1	1
消防	31	H30.9.16	消防職	40	40	0	40	4	0	4	4
	31	H31.1.20	消防職	93	81	1	82	1	0	1	1
合 計				727	470	159	547	24	13	36	36

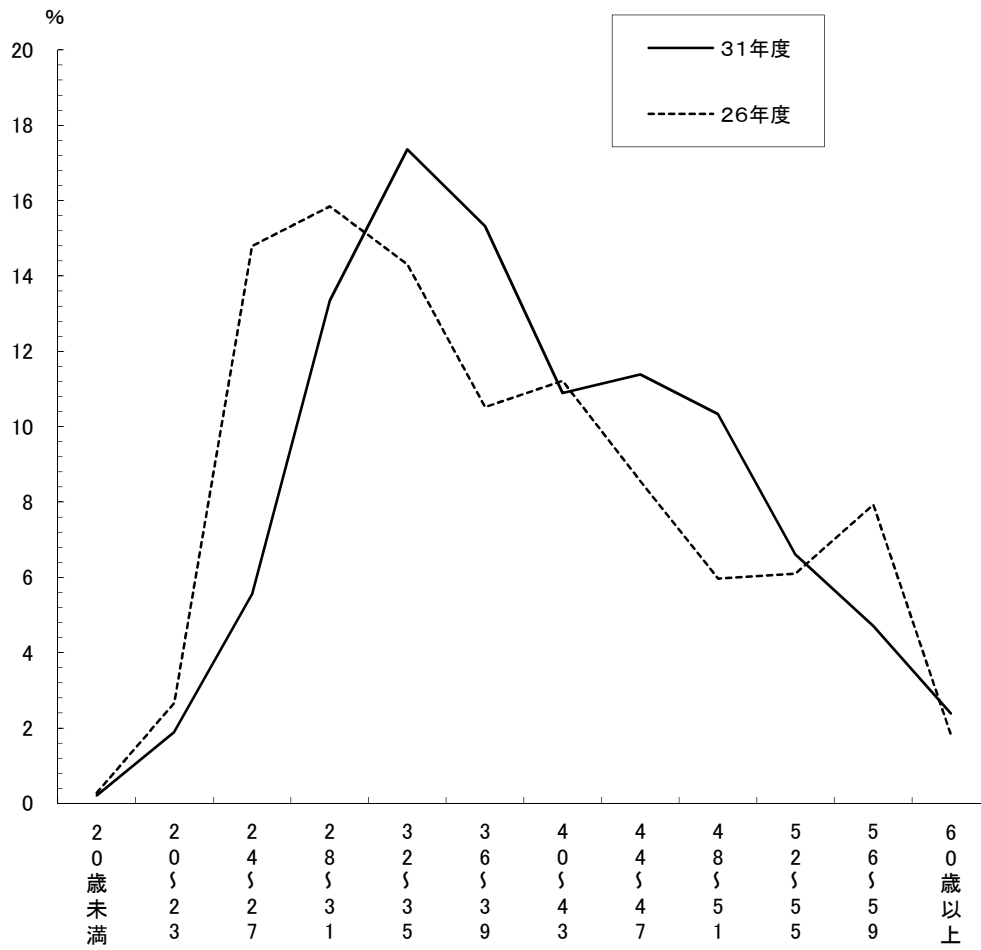
2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普通 会計 部門	議 会	10	10		
	総 務	178	178		
	税 務	72	71	△ 1	欠員不補充
	民 生	284	285	1	民生児童委員一斉改選に伴う業務の増加
	衛 生	124	124		
	労 働	2	2		
	農林水産	16	15	△ 1	京都府からの派遣職員受け入れに伴うポスト減
	商 工	10	12	2	産業振興に伴う管理職員の部門変更
	土 木	177	180	3	欠員補充
	計	873	877	4	
	教育部門	173	170	△ 3	業務移管等に伴う体制の見直し
消防部門	206	209	3		
小 計	1,252	1,256	4	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.73 人	
公会 営計 企部 業門 等	水 道	70	68	△ 2	欠員不補充
	下 水 道	41	42	1	欠員補充
	そ の 他	57	57		
	小 計	168	167	△ 1	
合 計	1,420 [1,503]	1,423 [1,503]	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.63 人	

- 〔注〕・職員数は特別職を除く一般職に属する職員であり、再任用短時間勤務職員（H30:15人、H31:15人）を除いたもの
 ・休職者、派遣職員などを含み、臨時職員及び非常勤職員を除いています
 ・[]内は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	31年度	3	27	79	190	247	218	155	162	147	94	67	
26年度	4	43	197	235	211	158	164	125	91	91	95	21	1,435

(3) 定員管理計画の数値目標及び進捗状況

① 定員管理の数値目標

計画期間	数値目標
平成30年度～平成33年度	△20人

② 定員管理計画の年次別進捗状況(各年4月1日現在) (単位 人)

		30年度	31年度	32年度	33年度	30～33年度		
一般行政	増 減	△ 6	0	0	0	△ 6		
	増 員	4	6			10		
	減 員	△ 10	△ 6			△ 16		
教育	増 減	0	△ 2	0	0	△ 2		
	増 員	0	1			1		
	減 員	0	△ 3			△ 3		
公営企業 等会計	増 減	△ 1	0	0	0	△ 1		
	増 員	0	1			1		
	減 員	△ 1	△ 1			△ 2		
合 計	増 減	△ 7	△ 2	0	0	△ 9		
	増 員	4	8	0	0	12	計画に対する達成状況	
	減 員	△ 11	△ 10	0	0	△ 21	△9/△20	45.0%

【注】計画期間は平成30年度から平成33年度までの4年間です

(4) 採用及び退職の状況

①採用

部局名	採用年月日	採用区分	職種	人数		
				計	男	女
市長 部局	H30. 4. 1	新規採用	一般事務	7	4	3
		新規採用	保育士	5	1	4
		新規採用	作業（環境）	1	1	0
	H30. 6. 1	交流採用	一般事務	1	1	0
	H30. 7. 2	新規採用	一般事務	2	1	1
	H30. 8. 1	新規採用	一般事務	2	2	0
		新規採用	技師（建築）	1	1	0
新規採用		技師（土木）	1	1	0	
水道	H30. 8. 1	新規採用	技師（土木）	1	0	1
	H30. 10. 1	新規採用	技師（土木）	1	1	0
教育	H30. 4. 1	新規採用	一般事務	1	1	0
		割愛採用	指導主事	3	2	1
消防	H30. 4. 1	新規採用	消防	1	1	0
合計				27	17	10

②退職

部局名	退職年月日	退職区分	職種	人数		
				計	男	女
市長 部局	H30.12.31	普通退職	一般事務	1	1	0
	H31.2.28	普通退職	一般事務	1	1	0
	H31.3.27	懲戒免職	一般事務	1	1	0
	H31.3.31	普通退職	一般事務	3	2	1
			保育士	3	0	3
			技師(土木)	1	0	1
		特別希望退職	一般事務	2	0	2
			保育士	2	0	2
		定年退職	一般事務	4	3	1
			技師(建築)	1	1	0
			技師(土木)	2	2	0
			作業(運転)	1	1	0
			作業(環境)	1	1	0
	保育士	3	0	3		
帰任	一般事務	1	0	1		
水道	H31.3.31	普通退職	技師(化学)	1	1	0
			技師(電気)	1	1	0
		定年退職	技師(土木)	2	2	0
		特別希望退職	一般事務	1	1	0
教育	H31.2.13	普通退職	作業(用務)	1	1	0
	H31.3.31	普通退職	一般事務	1	0	1
		割愛退職	指導主事	4	2	2
		特別希望退職	一般事務	1	0	1
消防	H31.3.31	定年退職	消防	2	2	0
合計				41	23	18

3 職員の人事評価の状況

(1) 勤務成績の評定の状況（平成30年度中）

職員の能力開発、指導育成等に反映するなど、人材育成の視点や実績を重視した人事管理を行うことを目的として、年1回実施しています。

4 職員の給与の状況

(1) 総括

①職員給与の支払明細の例

平成31年4月分給与として支払われた標準的な職務の職員の給与支払明細の例です。

(単位：円)

A 課長 年齢 56 歳 (勤続 34 年)	B 係長 年齢 42 歳 (勤続 17 年)	C 主事 年齢 27 歳 (勤続 4 年)
給料 430,656	給料 375,000	給料 227,800
地域手当 31,890	地域手当 23,670	地域手当 13,668
扶養手当 13,000	扶養手当 19,500	扶養手当 0
管理職手当 69,900	時間外勤務手当 39,096	時間外勤務手当 17,235
通勤手当 2,100	通勤手当 4,360	通勤手当 2,100
住居手当 2,100	住居手当 2,100	住居手当 27,000
(支給額計) 549,646	(支給額計) 463,726	(支給額計) 287,803
長期・短期掛金 83,137	長期・短期掛金 65,322	長期・短期掛金 44,538
介護掛金 4,188	介護掛金 3,291	介護掛金 0
市共済掛金 4,306	市共済掛金 3,750	市共済掛金 2,278
所得税 11,770	所得税 15,810	所得税 6,240
住民税 36,300	住民税 35,700	住民税 18,600
(控除額計) 139,701	(控除額計) 123,873	(控除額計) 71,656
差引支給額 409,945	差引支給額 339,853	差引支給額 216,147

【注】長期・短期・介護掛金は民間事業従事者の厚生年金・健康・介護保険料に相当します

②人件費の状況（普通会計決算見込み）

年 度	住民基本 台帳人口 (H31. 1. 1)	歳 出 額 (a) (千円)	実質収支 (千円)	人 件 費 (b) (千円)	人件費率 (b)/(a)×100	(参考) 29年度の 人件費率
30年度	187,138人	61,599,097	285,287	11,667,007	18.9%	18.3%

③職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

年 度	職員数 (ア) (人)	給与費 (千円)				一人当たりの 給与費 (イ)/(ア) (千円)
		給料	期末・勤勉 手当	その他 職員手当	計(イ)	
30年度	1,252	4,877,590	2,195,524	1,261,382	8,334,496	6,657

【注】職員数は30年4月1日現在の人数。職員手当には退職手当は含まれていません

④ラスパイレス指数（※1）の状況（各年4月1日現在）

年	宇治市	類似団体平均（※2）	全国市平均
30年	102.7	100.5	99.1
29年	103.6	100.8	99.1
28年	103.7	99.6	99.1
27年	104.6	100.0	98.7

【注】30年の地域手当補正後ラスパイレス指数も102.7

（※1） 地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値

（※2） 人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料・給与月額（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)(※3)	平均給与月額(円)(※4)	
			(I) 地方公務員給与実 態調査の公表数値	(II) 国との比較用に 再計算した額
一般行政職	39.7	312,292	421,800	363,949
消防職	40.3	326,147	441,106	376,415
企業職	41.4	311,654	405,026	358,906
京都府の一般行政職(※5)	43.3	324,262	412,578	375,513
国の一般行政職	43.4	329,433		411,123

②職員（技能労務職）の平均給与月額等と民間の類似職種の平均給与月額等の比較

(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (円)(※3)	平均給与月額(円)(※4)		年収(B) (千円)(※6)	
			(I) 地方公務員 給与実態調査の 公表数値(A)	(II) 国との比較用に 再計算した額		
職員	技能労務職	44.2	331,893	434,294	371,016	6,992.9
	うち清掃職員	43.8	331,833	461,985	372,104	7,338.4
	うち学校給食員	45.2	338,691	376,298	373,076	6,328.9
	うち用務員 (学校・保育所)	44.8	326,851	404,635	365,042	6,584.1
区分	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(C) (千円)	年収ベース (D)(千円) (※6)	<参考>職員と民間との比較		
				平均給与月額 (A)/((C)*1000)	年収 (B)/(D)	
民間	廃棄物処理業従業員	45.8	293.0	4,038.0	1.58	1.82
	調理士	40.2	276.8	3,680.7	1.36	1.72
	用務員	55.6	207.2	2,808.7	1.95	2.34

【注】民間データは、常用労働者（雇用期間1か月超・パートタイムを含む）が5人以上の事業所を対象とした賃金構造基本統計調査の27～29年度の平均の数値であり、職員と民間の比較は、年齢、業務内容、雇用形態などの点において、完全に一致しているものではありません

(※3) 平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

(※4) 毎月支払われる給料と諸手当の額を合計したもの

(I) 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など、毎月支払われるすべての諸手当を含めた額

(II) 国家公務員の平均給与月額は時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額

(※5) 京都府の一般行政職は、平成30年4月1日現在の数値

(※6) (A) または (C) を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当（年間賞与）の各職種ごとの平均支給額を加えた試算値

③職員の初任給（平成31年4月1日現在）（単位：百円）

区分		本市	京都府（一般行政職）	国（一般行政職）
一般行政職	大学卒	1,896	1,896	1,807
	高校卒	1,603	1,549	1,486

④職員の平均給料月額（経験年数・学歴別）（平成31年4月1日現在）（単位：百円）

区分		経験年数	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒		2,759	3,276	3,817
	高校卒		2,579	3,082	3,384

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別の職員数と構成比（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容 (※7)	職員数 (※8)	構成比
1級	主事、技師	19人	3.0%
2級	主事、技師	76人	11.8%
3級	主任	174人	27.2%
4級	係長、主査	142人	22.1%
5級	課長補佐、係長	99人	15.4%
6級	副課長	60人	9.3%
7級	副部長、参事、課長	59人	9.2%
8級	部長	13人	2.0%

(※7) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のこと

(※8) 本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。再任用職員を除く

(4) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当（平成31年4月1日現在）

区分	30年度支給割合 ()内は、再任用職員		職制上の段階、職務の級等による加算措置		30年度の 1人当たり 平均支給額
	期末手当	勤勉手当	役職加算	管理職加算	期末・勤勉手当 の合計
本市	2.6 (1.45) 月分	1.85 (0.9) 月分	7～20%	1～15%	1,678 千円
京都府	2.6 (1.45) 月分	1.85 (0.9) 月分	5～20%	10～20%	
国	2.6 (1.45) 月分	1.85 (0.9) 月分	5～20%	10～25%	

②退職手当（平成31年4月1日現在）

区分	本市		国	
	自己都合	定年等	自己都合	定年等
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置（3～30%加算） 退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の 在級区分により調整額を加算）		定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 退職手当の調整額（退職前60月の在職 期間の在級区分により調整額を加算）	
1人当たりの平均 支給額（※10）	4,302 千円	23,788 千円		

（※10）1人当たりの平均支給額は、30年度に自己都合、定年・特別希望で退職した職員（全職種）に支給された平均額

③地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算見込み）	324,358 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額	249,907 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
市全域	6%（国と同じ）	1,337 人

④時間外勤務手当

支給実績（30年度決算見込み）	323,833 千円
職員1人当たりの平均支給年額	302,648 円
支給実績（29年度決算）	305,239 千円
職員1人当たりの平均支給年額	263,592 円

⑤特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算見込み）	2,9488千円
支給職員1人当たりの平均	85,227円
職員全体に占める手当支給	23.9%
手当の種類（手当数）	11種

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
地方税等の共同徴収事務従事手当	京都地方税機構に派遣され地方税又は国民健康保険料の徴収業務に従事する職員	地方税又は国民健康保険料の徴収業務	月額1,200円
感染症等の防疫作業従事手当	結核及び感染症防疫作業に従事した職員	結核及び感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合における患者の救護、危険物件の処理作業等	1回500円
行旅病人等の救護等従事手当	行旅病人等の収容及び護送に従事した職員	行旅病人等の収容及び護送	死亡者1回1,000円 その他1回500円
ごみ収集作業等従事手当	ごみ収集作業等に従事した職員	ごみ収集作業等	1日600円（特別収集期間は1時間600円）
生活保護のケースワーク業務従事手当	生活保護のケースワークに従事する職員	生活保護のケースワーク業務	月額3,000円
消防職員火災出動手当	消防職員	火災等発生により出場し、消火作業等に従事したとき	1回300円
消防職員救急出動手当	消防職員	救急業務により出場したとき	救急救命士 1回400円 その他 1回300円
消防職員機関員手当	消防職員	緊急車両の運転に従事したとき	大型車1当務300円 普通車1当務200円
消防職員高所作業手当	消防職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での救助活動又は救助訓練等を実施したとき	1当務200円
道路の維持補修業務従事手当	道路の維持補修業務に従事した職員	道路の維持補修業務	1日400円
下水道管路清掃点検従事手当	企業職員	下水道管路の清掃又は点検の作業に従事したとき	1日500円

【注】特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当のこと

⑥その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同とその内容	支給実績	
			30年度決算見込み	支給職員1人当たりの平均支給額
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円	<異なる> 配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ※平成31年度まで経過措置有	151,464千円	223,069円
住居手当	借家・借間最高支給限度額 27,000円 住居手当が支給されない借家・借間の家賃額 3,000円以下 自己所有家屋 2,100円	<異なる> 住居手当が支給されない借家・借間の家賃額 12,000円以下 自己所有家屋 支給なし	108,910千円	114,884円
通勤手当	通勤距離が2キロ以上の職員に支給 交通機関利用者は6か月定期代で支給 交通用具利用者は距離に応じて支給 月額支給限度額 55,000円	<異なる> 交通用具利用者の通勤距離に応じた支給額が異なる。 (交通用具利用者の用具の区分は分かれていない。)	104,280千円	95,494円
管理職手当	管理職の職務・職責に応じ、役職別に定額で支給 54,300円～102,400円	<支給額が異なる> 34,900円～139,300円	147,383千円	818,793円
休日勤務手当	祝日法による休日等において勤務した場合 時間単価×135/100	同じ	98,416千円	256,291円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時までの間)に勤務することを命ぜられ、現に勤務した場合、その間に勤務した全時間に対して支給 時間単価×25/100	同じ	18,353千円	106,704円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合に支給 週休日又は休日に4時間を超える勤務をした場合 6,000円～10,000円 勤務時間が8時間超の場合は単価×150/100 平日深夜に1時間を超える勤務をした場合 3,000円～5,000円	<異なる> 勤務時間が1時間以上の場合に支給	4,303千円	34,984円
単身赴任手当	異動等により従前の住居から異動後の部署に通勤することが困難なため、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居して職員が単身で転居し、生活する場合に支給 30,000円に職員と配偶者の住居間の距離に応じて加算を行った額	同じ	648千円	648,000円

【注】時間外勤務手当・休日勤務手当について、12月29日から翌年1月3日の間は時間単価×150/100で支給していません

(5) 特別職等の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分	年間支給額	給料月額		期末手当
		減額前	減額後(※9)	
	$C \times 12 \text{月} + D$		$B - B \times (\text{※9の減額率})$	$(B + \text{加算額(※10)}) \times 3.35 \text{月}$
	A	B	C	D
市長	16,291,624 円	1,075,000 円	967,500 円	4,681,624 円
副市長	13,778,524 円	895,000 円	823,400 円	3,897,724 円
教育長	12,179,274 円	785,000 円	730,050 円	3,418,674 円

区分	任期	退職手当		任期内収入	
		支給割合	支給額	総収入	1年あたり
	年数	年支給率	$\text{給料月額} \times \text{任期(年)} \times \text{年支給率}$ $B \times E \times F$	$\text{年間支給額} \times \text{任期(年)} + \text{退職手当}$ $A \times E + G$	$\text{任期内総収入} \div \text{任期(年)}$ H/E
	E	F	G	H	I
市長	4年	390/100	16,770,000 円	81,936,496 円	20,484,124 円
副市長	4年	280/100	10,024,000 円	65,138,096 円	16,284,524 円
教育長	3年	225/100	5,298,750 円	41,836,572 円	13,945,524 円

区分	年間支給額	報酬月額	期末手当
	$K \times 12 \text{月} + L$		$(K + \text{加算額(※10)}) \times 3.35 \text{月}$
	J	K	L
議長	10,385,424 円	635,000 円	2,765,424 円
副議長	9,567,674 円	585,000 円	2,547,674 円
議員	8,749,924 円	535,000 円	2,329,924 円

【注】市長・副市長・教育長（以下、市長等）には、このほか、通勤手当（一般職と同じ）が支給されます。市長等及び市議会議員の給料月額等は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会の答申を基に議会の議決を経て改定されます。

（※9）平成30年4月1日～当分の間、市長の給料を10%減額、副市長の給料を8%減額、教育長の給料を7%減額としています。

（※10）期末手当の基礎額に算入している加算額は、国の内閣総理大臣などの特別職及び国会議員その他の地方公共団体においても規定されており、本市においてはその率を30%としています。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般的な勤務時間の状況 (平成31年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日 (日曜日及び土曜日)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日から31日まで

※ 特別の勤務に従事する職員については別途定めています。

(2) 年次休暇取得状況 (平成30年度中)

総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	全対象職員数 (人)	平均取得日数 (日)	消化率 (%)
23,107.4	9,917.6	613	16.2	42.9

- (注) 1 年次休暇は、1年度につき20日(新規採用職員については、採用月別の基準による日数)付与され、取得しなかった日数は翌年に繰り越すことができます。
- 2 全対象職員とは、4月1日から3月31日までの全期間在職した一般職員(非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで勤務する職員)であり、当該期間内の途中採用者及び退職者並びに育児休業取得者等を除いています。

(3) 特別休暇の状況 (平成31年4月1日現在)

種 類	日 数 等
服喪休暇	続柄により1～10日以内
結婚休暇	8日以内
生理休暇	執務困難のとき、毎潮3日以内
産前休暇	出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間（最大で3週間）
妊婦の通院休暇	定期的に通院する必要のあるとき、4週間につき1日 妊娠満24週以上の場合は、医者が必要と認めた場合
妊婦の時間短縮休暇	出勤及び退庁のとき、それぞれ30分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回60分以内
男性職員の育児参加及び配偶者の出産に係る休暇	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育等を行うとき、出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日の翌日から8週間までの期間において8日以内
育児休暇	生後満1年に達しない子を育てるとき、1日2回それぞれ45分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回90分以内
ファミリーサポート休暇	①子を看護する場合 ②子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添いの場合 ③子が在籍し又は在籍することとなる学校等が実施する行事に出席する場合 ④保育所等入所時の慣らし保育期間中における受入時間外に子の保育をする場合 子が未就学児の場合8日以内、小学生の場合7日以内、中学生の場合5日以内
短期介護休暇	配偶者等の家族の介護その他の世話をする必要が生じた場合、要介護者1人・要介護状態1回・1休暇年度につき10日以内
父母の祭忌の休暇	1休暇年度につき1日以内
夏季休暇	7日以内
ドナー休暇	骨髄バンクへの登録又は骨髄若しくは末梢血管細胞を提供する場合等、必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的かつ報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合、1休暇年度につき5日以内
傷病休暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病の場合、必要と認められる期間 公務外の結核性疾患の場合、1年以内 公務外の負傷又は結核性疾患以外の疾病の場合、6月以内
その他の休暇	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等により勤務が不可能となった場合 ②風水震火災その他非常災害により災し、又は交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合 ③裁判員・証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合 ④選挙権その他公民としての権利を行使する場合

(4) 介護休暇の取得状況（平成30年度中）

①承認期間別

部 局 名 等		取得者数	承認期間					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
市長部局等	男性職員	2	1					1
	女性職員	0						
	計	2	1	0	0	0	0	1
水 道	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0						
	女性職員	1	1					
	計	1	1	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	2	1	0	0	0	0	1
	女性職員	1	1	0	0	0	0	0
	計	3	2	0	0	0	0	1

②要介護者（職員との続柄）別

部 局 名 等		取得者数	要介護者の続柄							
			配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉 妹	孫	その他
市長部局等	男性職員	2		1	1					
	女性職員	0								
	計	2	0	1	1	0	0	0	0	0
水 道	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0								
	女性職員	1		1						
	計	1	0	1	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	2	0	1	1	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	2	1	0	0	0	0	0

6 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成30年度中）

①育児休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間						
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超	
市長部局等	男性職員	9	0	9						
	女性職員	50	22		1	4	15	27	3	
	計	59	22	9	1	4	15	27	3	
水 道	男性職員	3	0	3						
	女性職員	2	2				1	1		
	計	5	2	3	0	0	1	1	0	
教 育	男性職員	0	0							
	女性職員	6	3				1	2	2	
	計	6	3	0	0	0	1	2	2	
消 防	男性職員	0	0							
	女性職員	1	1		1					
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	
合 計	男性職員	12	0	12	0	0	0	0	0	
	女性職員	59	28	0	2	4	17	30	5	
	計	71	28	12	2	4	17	30	5	

(注) 当該年中に2度取得した者を2とカウントしています。

②部分休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間					
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
市長部局等	男性職員	1	1						1
	女性職員	11	7			1		3	7
	計	12	8	0	0	1	0	3	8
水 道	男性職員	0	0						
	女性職員	0	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	1	0	0	0	0	0	1
	女性職員	11	7	0	0	1	0	3	7
	計	12	8	0	0	1	0	3	8

7 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分及び懲戒処分の種類及び件数 (平成30年度中)

①分限処分

部局名	種類	処分事由及び件数					
		計	勤務実績が良くない場合	心身の故障の場合	職に必要な適格性を欠く場合	定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合	刑事事件に関し起訴された場合
市長部局等	降任	0					
	免職	0					
	休職	30		30			
	降給	0					
水道	降任	0					
	免職	0					
	休職	13		13			
	降給	0					
教育	降任	0					
	免職	0					
	休職	5		5			
	降給	0					
消防	降任	0					
	免職	0					
	休職	0					
	降給	0					
合計	降任	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0
	休職	48	0	48	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0	0

②懲戒処分

部局名	種類	処分事由及び件数			
		計	法令に違反した場合	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
市長部局等	戒告	0			
	減給	0			
	停職	1			1
	免職	1	1		
水道	戒告	0			
	減給	0			
	停職	0			
	免職	0			
教育	戒告	0			
	減給	0			
	停職	1			1
	免職	0			
消防	戒告	0			
	減給	0			
	停職	0			
	免職	0			
合計	戒告	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0
	停職	2	0	0	2
	免職	1	1	0	0

8 職員の服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除の状況（平成31年4月1日現在）

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分の不服申し立てをし、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
深夜または徹夜の時間外勤務者に対する休養時間
任命権者の承認を得て本務以外の職を兼務する者が、その職に属する事務を行う場合
他の機関又は団体から委嘱を受け、講演、講義等を行う場合で任命権者が必要があると認めるもの
市の慶弔に属する事務に、任命権者の命により従事する場合
その他市長が特に認めた場合

(注) 任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間について職務に専念する義務を免除されることができます。

(2) 営利企業従事許可の件数及び内容（平成30年度中）

部 局 名	許可件数	内 容
市長部局	46	フィギュアスケート競技大会スタッフ、第36回市民スポーツまつり・太陽が丘スポーツカーニバル体力テスト等補助、平成30年度住宅・土地統計調査、バドミントン選手権大会役員、エフエム宇治放送株式会社取締役、平成30年度運動部活外部指導者派遣事業に係る外部指導、フィギュアスケート選手権大会役員、同志社大学大学院総合政策科学研究科講師、京都府サッカー協会審判ボランティア
上下水道	1	NPO法人事業への参加
教育	6	大学の非常勤講師、空手の指導、スポーツ推進委員、平成30年度住宅・土地統計調査
消防	7	平成30年度住宅・土地統計調査
合計	60	件

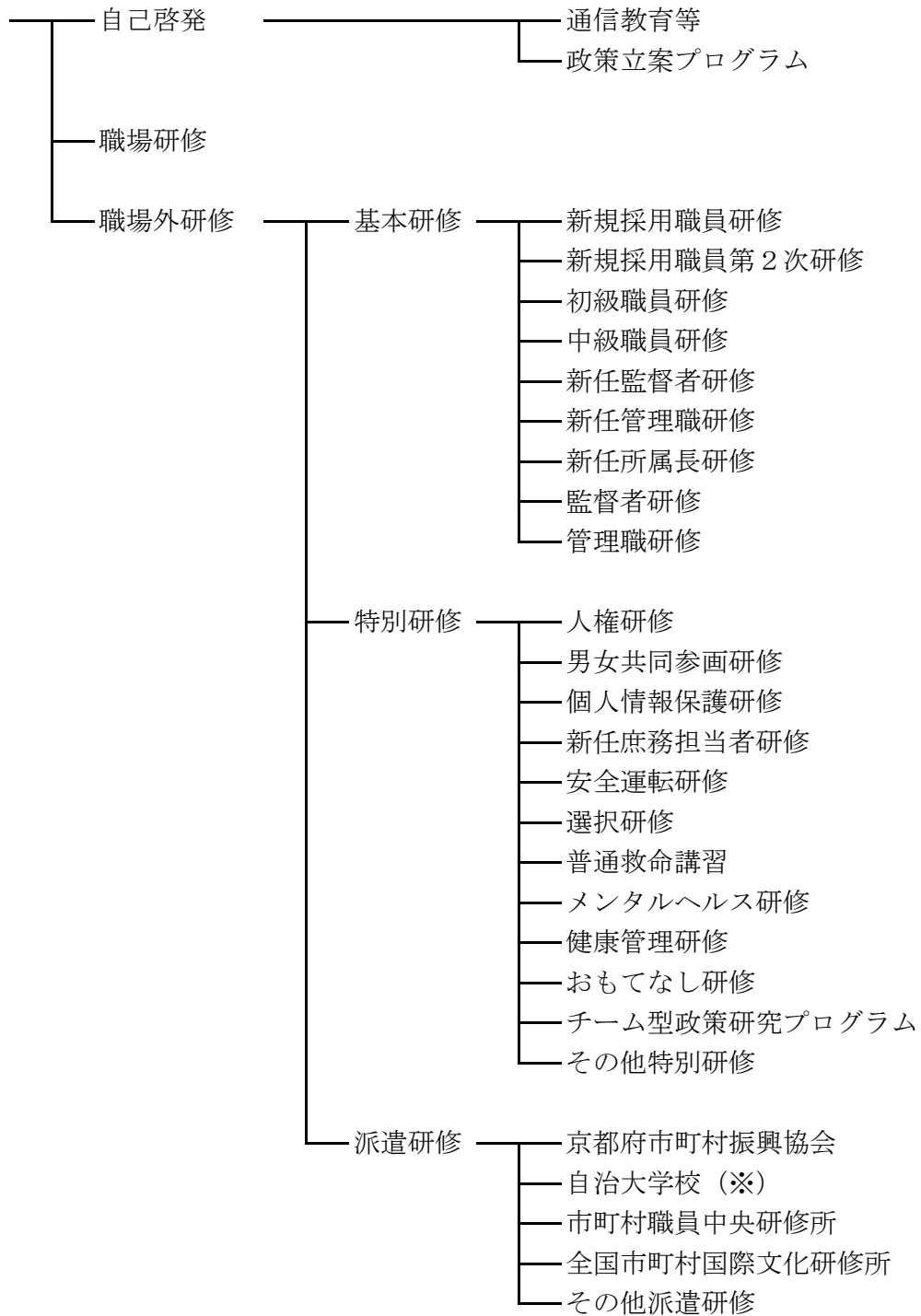
9 職員の退職管理の状況

(1) 再就職情報の管理の状況

宇治市職員の退職管理に関する規則（平成28年4月1日施行）に基づいて、営利企業等に再就職した元職員に対し、退職後2年間は、離職前の職務に関して、現職職員等への働きかけを禁止しています。

10 職員の研修の状況

(1) 職員研修の体系（平成31年度）



(※) 財政健全化推進プラン期間中は休止

(2) 職員研修の実施状況（平成30年度中）

<基本研修>

研修名	受研者数
新規採用職員研修	15人
新規採用職員第2次研修	14人
初級職員研修	25人
中級職員研修	60人
新任監督者研修	9人
新任管理職研修	9人
管理職研修	112人
小計	244人

<特別研修>

研修名	受研者数
人権研修	
基本研修時実施分	162人
管理職人権研修	20人
児童虐待防止セミナー	12人
男女共同参画研修	
基本研修時実施分	28人
DVセミナー	35人
育児パパセミナー	10人
個人情報保護研修	
基本研修時実施分	10人
マイナンバー制度研修	48人
OA研修	47人
安全運転研修	
新規採用職員研修時	8人
安全運転技能研修	13人
交通安全研修	21人
安全運転実技指導研修	29人
市長との対話研修	30人
選択研修	
クレーム対応研修	26人
ワンペーパー資料作成研修	25人
普通救命講習会	9人
メンタルヘルス研修	189人
健康管理研修	304人
京都府市町村職員共済組合主催研修	63人
おもてなし研修	42人
その他特別研修（民間企業等との職員交流）	15人
小計	1,146人

<職場研修>

研修名	受研者数
福祉子ども部及び健康長寿部合同部内研修	106人
保育所職員研修	267人
保健推進課研修	20人
技術職員研修	495人
消防職員研修	150人
教育部職員研修	223人
上下水道部職員研修	21人
小計	1,282人

<自己啓発>

研修名	受研者数
通信教育講座	0人
小計	0人

<派遣研修>

研修名	受研者数
京都府市町村振興協会	32人
自治大学校	1人
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）	1人
全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）	6人
京都府南部6市合同研修会	16人
京都府	7人
各課実務研修	73人
小計	136人

合計

研修名	受研者数
基本研修	244人
特別研修	1,146人
職場研修	1,282人
自己啓発	0人
派遣研修	136人
合計	2,808人

1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況（平成30年度中）

市職員共済組合に補助金を交付し、市職員共済組合により福利厚生事業が実施されています。

区 分	元気回復・保健事業 (市の負担)	給付事業 (職員の掛金)
決算見込額	34,755,715円	57,007,138円
内 容	◎人間ドック助成 ◎福利厚生外部委託 ◎文化芸術補助 など	◎結婚祝金 ◎出産祝金 ◎傷病見舞金 ◎弔慰金 など

(2) 公務災害及び通勤災害の状況

①認定件数（平成30年度中）

部 局 名	認 定 件 数		
	計	公務災害	通勤災害
市長部局等	14	9	5
水道	3	2	1
教育	4	2	2
消防	2	2	0
合計	23	15	8

②地方公務員災害補償基金負担金（平成30年度確定負担金）

職 員 区 分	人数	確定負担金
義務教育学校職員以外の教育職員	174	1,355,907円
消防職員	211	3,578,106円
電気・ガス・水道事業職員	113	1,413,747円
清掃事業職員	90	2,079,984円
その他職員	854	5,928,944円
合 計	1,442	14,356,688円

(3) 措置要求及び審査請求の状況（平成30年度中）

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の制度により保護されています。これらの制度の状況は、「宇治市公平委員会の業務の状況」のとおりです。

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成30年度中）
該当なし
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況（平成30年度中）

区分		新規	前年度からの繰越し	計
審査請求			1	1
判定	審査請求却下			0
	処分承認		1	1
	処分修正			0
	処分取消し			0
審査請求取下げ				0
翌年度への繰越し				0